

重要事項説明書

社会福祉法人愛の園福祉会
幼保連携型 認定こども園
幕張海浜こども園

2024年度版（2024年10月改定）

幼保連携型認定こども園 幕張海浜こども園
重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、本園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 設置主体

名 称 社会福祉法人愛の園福祉会
住 所 千葉県八千代市米本1359番地米本団地4街区39棟
設置者 理事長 堀口 路加

(2) 施設の概要

名 称 幼保連携型認定こども園 幕張海浜こども園
住 所 千葉市美浜区幕張西2丁目7-2

(3) 目的及び運営の方針

ア 幕張海浜こども園（以下「本園」という。）は、キリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚して、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

イ 本園は、以下の法令及びその他関係法令を遵守します。

- ・教育基本法(平成18年法律第120号)
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下、「認定こども園法」という。）
- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ・千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第46号。以下、「認可基準」という。)
- ・千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例48号。以下、「運営基準」という。)

2 本園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体		2,393.01㎡	
	園庭		770.47㎡	
園 舎	構 造		鉄筋コンクリート造	
	延べ面積		1,823.63㎡	
	階数	2階建	建築年月	2012年3月 2019年3月（増築）

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
ほふく室	1室	もも組（満0歳児クラス）
乳児室	1室	さくら組（満1歳児クラス）
保育室	6室	すみれ組（満2歳児クラス） チューリップ組（満3歳児クラス）2室 マーガレット組（満4歳児クラス）2室 ひまわり組（満5歳児クラス）2室
遊戯室（ホール）	1室	
多目的室	1室	
調理室	1室	

ランチルーム	1 室	
--------	-----	--

3 提供する教育・保育の内容

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(2) 保育方針と保育目標

すべての人は例外なしに「神によって創造された存在である」という理解に立って、神を愛し、自然を愛し、人間を尊ぶことが人間性の基礎です。幕張海浜保育園はこの視点に立ち、次の4つを設置する園の基本方針と定めます。

1. 心の清い正直な人間・・・良心教育
2. 心の豊かな明るい人間・・・情操教育
3. からだの丈夫な強い人間・・・健康教育
4. 動作の機敏な人間・・・安全教育

そして、これを実践し、具体化するために、乳幼児一人ひとりの主体性（自立性・自立心・自律性）を重んじ、社会性の芽生え（協調性・連帯性・責任意識）を育て、個性が伸びる創造性（興味・集中力・探求心）のある子どもを育成することを保育目標とします。

(3) 本園の主な年間行事は下記のとおりです。

月	園行事	月	園行事
4	入園式・進級式 記念写真撮影	10.	衣替え 運動会
5	親子遠足（3歳以上児）母の日 内科健診	11.	歩け歩け遠足（4歳以上児）七五三 内科健診 次年度入園受付
6	衣替え 歯科検診 花の日 父の日	12.	クリスマス会
7	七夕 水遊び 夏まつり	1	卒園バスハイク もちつき会
8	プール遊び、保育者研修	2	節分 次年度入園者入園説明会
9		3	ひなまつり 保育総合発表会 卒園式

- (1) 避難訓練・身体測定は毎月1回行います。
- (2) 交通安全指導は、年に1回行います。
- (3) 消防署の指導による火災訓練は、年に1回行います。
- (4) 園開放と子育て相談は、毎月1回行います。（但し3・4・8月は除く）
- (5) 誕生会は、毎月、又は2カ月に1回行います。
- (6) 園行事には必要に応じて保護者にお手伝い頂く事がありますので、その際にはご協力をお願い致します。
- (7) 各行事の開催時期については別途お知らせいたします。

(4) 1日のおおまかな流れ

時刻	3歳以上児		3歳未満児 (3号認定)
	教育時間認定 (1号認定)	保育時間認定 (2号認定)	
7:00	(一時預かり) 順次登園	順次登園 遊び	順次登園 遊び
9:15	教育(クラスごとの活動)		

11:30	昼食		昼食
12:30	降園準備	午睡	午睡
13:00	順次降園		
14:30	(または一時預かり)	おやつ、遊び	おやつ、遊び
18:00 ～		順次降園 (延長保育)	順次降園 (延長保育)

※保育時間認定については、保育標準時間認定の流れになります。

(5) 食事の提供

ア 提供方法

自園調理にて提供いたします。

イ 提供内容

献立表は毎月別途お知らせします。

園児の認定区分、年齢に応じた提供内容は以下のとおりです。

- ・教育標準時間（1号認定）の園児

昼食を提供いたします。

※材料費を負担していただきます。ただし、弁当持参によることも可能です。

- ・保育時間認定（2号認定）の園児

昼食、補食を提供いたします。

※材料費を負担していただきます。ただし、ごはん又はパンを持参する場合には主食にかかる材料費はかかりません。

- ・保育時間認定（3号認定）の園児

昼食、補食を提供いたします。

ウ 提供時間

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	補食	備考
1号認定	11時30分頃	14時30分頃	
2号認定	11時30分頃	14時30分頃	
3号認定	11時頃	14時30分頃	

エ 食物アレルギー等への対応

医師の診断、指導のもとに食事対応を相談させていただきます。

※上記を問わず、行事参加の際など、お弁当の持参をお願いする事があります。

(8) その他

遠足などの行事により、お弁当の持参をお願いする事があります。

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容については以下のとおりとします。

職員の職務は、認定こども園法、その他関係法令の定めるところによる事とします。

ただし、入所する園児数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員について常勤換算後の員数とします。

職種	員数	職務の内容
園長	1人（常勤専従）	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
主幹保育教諭	2人（常勤専従）	園長、副園長を助け、地域の子育て支援を行うとともに、教育・保育の内容について、他の保育教諭を統括する。
保育教諭	入園児童数によって、以下の基準以上の数の職員を配置する。 満1歳未満児の園児3人につき1人 満1歳以上満3歳未満の園児5人につき1人 満3歳以上満4歳未満の園児20人につき1人 満4歳以上の園児30人につき1人 保育教諭は常勤専従とする。	園児の教育・保育に直接従事する。

栄養士	2 人	毎月の献立作成および、給食及び補食を調理する。
調理員	1 人	栄養教諭の作成した献立に基づき、給食及び補食を調理する。
事務員	1 人	園会計における経理事務及び給付費等の請求事務を行う。
学校医	1 人（嘱託）	園児の健康管理、健康診断の実施。 環境衛生、感染症等の予防等についての指導及び助言等。
学校歯科医	1 人（嘱託）	園児の健康管理、歯科健診の実施。 齲蝕等の予防処置の実施等。
学校薬剤師	1 人（嘱託）	環境衛生、薬品管理に関する指導及び助言、検査の実施等。

5 教育・保育を行う日及び時間帯

本園において教育・保育を提供する日及び時間は、以下のとおりとします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除きます。
 なお、下記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、保育認定を受けた園児に対し20時までの範囲内で、延長保育を提供します。（別途利用者負担が発生する。）

	提供日	提供時間
教育標準時間認定（1号認定）	月曜日～金曜日	9：00～13：00
保育標準時間認定（2・3号認定）	月曜日～土曜日	7：00～18：00
保育短時間認定（2・3号認定）	月曜日～土曜日	9：00～17：00

6 利用者負担額等

（1）本園が徴収する利用者負担額の内容は以下のとおりとします。

ア 基本保育料は無償です。

※0歳児から2歳児までは住民税非課税世帯を対象として基本保育料が無償となります。

対象期間：満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで

イ 上記の保育料のほか、本園の利用において通常必要とされるものに係る費用として、次のとおり実費相当額をご負担いただきます。

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期	対象
学校安全会費	131円	園内事故発生時の補償のため	5月	全園児
布団乾燥費	380円	寝具衛生保持のため	毎月	全園児
教育・保育教材費	別紙参照	教育・保育活動使用のため	年1回	1・2号
オムツ処理代	0.1歳児512円 2歳児164円 3歳以上児464円	使用済みオムツを園で処理する費用として	毎月	全園児
制服類	別紙参照	生活習慣習得の一環として	入園時	1・2号
体操服類	別紙参照	生活習慣習得の一環として	入園時	全園児
主食費	1,500円	主食費提供のため	毎月	1・2号
給食費	5,600円	副食費提供のため	毎月	1・2号

※物価変動の影響により徴収額を変更する場合があります。

※給食食材費について

○副食費の免除

年収360万円未満相当の世帯及び全階層の第3子（※）以降は、副食費が 免

除されます。

(※)年収360万円相当以上の世帯は、「第3子」の考え方について、兄、姉が保
育園等に入所しているなどの要件あります。

○金額の根拠

(1)主食費 月額 1,500円(1食あたり 75円×20日)

(2)副食費 月額 5,600円(1食あたり280円×20日)

(副食費1食あたりの内訳 おかず代240円、おやつ代40円)

※20日は月の平均開所日数を表しており、毎月の徴収額とは異なります。

※徴収額は、該当月の給食提供日数で決定します。

※1号認定児童が、長期休業期間に保育利用する場合の給食費は、保育利用日の事前確認により決定します。

※1号認定児童が、長期休業期間における事前確認で決定した保育利用日に欠席した場合の減額は行いません。

※1号認定児童が、長期休業期間における事前確認以外に保育利用日の追加があった場合には、給食費の追加徴収を行います。

○月途中の入退園

月途中の入退園の場合の給食費の取り扱いは以下の通りとします。

入園:日割り計算(提供した日数)を行います。

退園:前月20日までに申請のあった場合のみ日割り計算を行います。

○その他長期欠席の場合等

(1)保護者より1ヶ月以上の長期間に渡り欠席または給食および完食を要しない
連絡があり、食材発注準備に反映することが可能な場合は、月単位での徴収額の減額
を行います。

(2)1か月未満の欠席や、お弁当を月に数日持参するような場合は、1か月分を
徴収します。

(3)アレルギー対応食や、宗教上の理由により他の児童と別の食事を提供する
場合も、他の児童と同様の金額を徴収します。

※上記のほか、次の事項についてご負担いただくことを予定しています。

・写真代

・行事にかかる費用(交通費等)

※上記に掲げるもの以外に、費用負担が発生する場合にはその目的や金額等につ
いて、事前に説明いたします。

ウ 教育標準時間認定 預かり保育料

教育標準時間認定の園児が預かり保育を利用する場合は、次の利用料をご負担
いただきます。

時期・時間帯	金額
教育時間前 (7 : 0 0 ~ 9 : 0 0)	保育提供は行いません。
教育時間後 (1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0)	1時間あたり 1 0 0 円
休業期間中 (9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0)	1日時間あたり 1 0 0 円

※預かり保育料の無償化に必要な手続きは、市が定める方法によって行います。

オ 延長保育料

保育時間認定の園児が延長保育を利用する場合は、その利用時間に応じて、
千葉市の定める下記の延長保育料をご負担いただきます。

区分	金額
保育時間認定(3歳以上児)	1時間あたり月額1,900円
保育時間認定(3歳未満児)	1時間あたり月額3,000円

※利用日数にかかわらず、上記月額料金となります。(日割計算は行いません。)

延長保育利用申請をしていない利用者が、月1日まで利用する場合は、下記の通りとする。

2号認定こども	3号認定こども
1,000円/日	1,500円/日

(2)利用者負担額等の納付方法

(1)に記載する費用については、下記の方法により納入してください。

ア 口座振替

当園指定の金融機関で手続きを行なってください。残高不足のないようお願いします。

※保育料徴収に係る金融機関への手数料は園が負担致します。但し、残高不足等、保護者の都合により引落しが出来なかった場合の再度の引落とし手数料等は保護者負担とさせていただきます。

イ 現金

費用発生の都度、お支払ください。

ウ オンライン決済

当月分の請求を毎月20日に、スマートフォン専用アプリへ通知しますの
で、
請求内容をご確認の上、当月末までにお支払いください。

7 利用定員

本園の総定員は195名とし、内訳は次に掲げるとおりとします。

(1)教育標準時間の認定を受けた園児 3人

(2)保育時間の認定を受けた満3歳以上の園児 119人

(3)保育時間の認定を受けた満1歳以上満3歳未満の園児 61人

(4)保育時間の認定を受けた満1歳未満の園児 12人

ただし、認可基準の範囲内で、上記に定める定員を超えて受け入れることがあります。

8 利用の開始及び終了に関する事項等

(1)各種手続きについて

ア 入園に関する手続き

入園時には以下の書類をご提出下さい。

- ・児童票
- ・緊急連絡カード

イ 退園に関する手続き

退園が決定した場合には、1か月前までに知らせるとともに、退園届をご提出下さい。

ウ 転園・休園に関する手続き

転園が決定した場合には、転園届をご提出ください。

休園を申し込む場合には、休園届をご提出ください。

(2)教育・保育の提供の終了について

本園は、以下に掲げる場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

ア 園児が小学校に就学したとき。

イ 子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。

ウ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

9 学校医等

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	たみたに小児科
医 院 長 名	民谷 通子
所 在 地	千葉市美浜区幕張西3-3-1

(2) 歯科

医療機関の名称	笠原歯科医院
医 院 長 名	笠原 正明
所 在 地	千葉市花見川区幕張本郷1丁目3-1 1 一松ビル204

(3) 薬剤師

名 称	バーミー薬局
薬 剤 師 名	成瀬 忠博
所 在 地	千葉市美浜区高浜4-12-2

10 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1)園児の病状急変等への対応について

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(2)非常災害時の対策等について

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
災害時の避難場所	第一避難場所 園庭 第二避難場所 幕張西第一公園 第三避難場所 一本松公園
園児引き渡しの方法	お迎え者を事前に確認しておき、本人確認の上引き渡します。

(3)管轄する関係機関

消防署	美浜消防署
警察署	千葉西警察署

11 要望・相談及び苦情の受付

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主幹保育教諭 東 里紗 ・ご利用時間 8:30~17:30 ・電話番号 043-273-2266 FAX 043-273-2267 担当者が不在の場合は当園園長までお申し出下さい。
---------------	---

12 虐待の防止

(1)職員の虐待防止のための措置

園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

(2)家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、園児や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応

へこの、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

1.3 保険に関する事項

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度（学校安全会）
保険の内容	保育中に発生した怪我および事故に伴う治療費
保険金額	毎年の保険料による（年額）＊負担金はこども園と折半
補償金額	病院治療費実費額

1.4 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 正当な理由がない限り、教育・保育の提供にあたって知り得た園児及びその家族の個人情報を他者へ公表しません。
- (2) 園児の居住市町村が認定する毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

1.5 留意事項

当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明いたします。

以上

備考 この重要事項説明書の内容は2015年4月1日より施行します。

改廃 この重要事項説明書の内容は2019年4月1日より改定施行します。

（園名称、施設面積）

この重要事項説明書の内容は2019年10月1日より改定施行します。

（保育料、給食費、預かり保育料徴収）

この重要事項説明書の内容は2020年10月1日より改定施行します。

（利用者負担額等の納付方法）

この重要事項説明書の内容は2021年4月1日より改定施行します。

（延長保育料）

この重要事項説明書の内容は2021年10月1日より改定施行します。

（利用者負担額の一部変更）

この重要事項説明書の内容は2022年4月1日より改定施行します。

（行予定、職員数）

この重要事項説明書の内容は2024年4月1日より改定施行します。

（利用者負担額等）

この重要事項説明書の内容は2024年10月1日より改定施行します。

（園行事修正）

施設利用申込
(幼保連携型認定こども園 幕張海浜こども園)

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

幼保連携型認定こども園
幕張海浜こども園 園長 殿

(利用者)

私は、本書面に基づいて幼保連携型 認定こども園 幕張海浜こども園の利用にあたり、重要事項の説明を受け同意した上で、貴園の利用を申し込みます。

(西暦) 年 月 日

保 護 者 住 所 :

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 :

印

児童から見た続柄:

利 用 期 間 : (西暦) 年 月 日 ~ 年 月 日
(※)

※保育を終了する年(卒園年)を記入して下さい。

受付	園長

重要事項説明書別紙

重要事項説明書「6. 利用者負担額等（1）イ」にかかる2024年度の利用者負担額は以下のとおりです。

教材・保育材料費（2024年4月より）

品名	金額	対象	備考
自由画帳	1 9 0 円	3～5歳児	毎年度購入
製作帳	4 7 0 円	3～5歳児	毎年度購入
製作カード（立体製作）	4 3 0 円	3～5歳児	毎年度購入
ひらがなノート	1 3 0 円	5歳児	
はさみ	4 5 0 円	3～5歳児	購入後の持ち上がり可
のり	1 7 5 円	3～5歳児	購入後の持ち上がり可
クレヨン16色	5 6 0 円	3～5歳児	購入後の持ち上がり可
ねんど	3 2 0 円	3～5歳児	購入後の持ち上がり可
ねんどケース	3 3 0 円	3～5歳児	購入後の持ち上がり可
ねんど板	4 6 0 円	3～5歳児	購入後の持ち上がり可
道具箱	8 3 0 円	3～5歳児	購入後の持ち上がり可
えのぐ8色	9 8 0 円	3～5歳児	購入後の持ち上がり可
ハーモニカ	1, 3 0 0 円	5歳児	
ピアニカ（チューブ付）	5, 7 0 0 円	4歳児	
ピアニカチューブ	4 5 0 円	4歳児	
カスタネット	2 4 0 円	3歳児	

制服・体操服ほか（2024年4月より）

品名	金額	対象	備考
園児ゴム印	5 2 8 円	全園児	入園時購入
名札	1 4 0 円	3～5歳児	
通園かばん	4, 4 0 0 円	3～5歳児	
ベレー帽	2, 3 4 3 円	3～5歳児	
麦わら帽子	2, 6 1 8 円	3～5歳児	
制服上着	8, 5 0 4 円	3～5歳児	
制服ズボン	5, 2 3 6 円	3～5歳児	
制服スカート	5, 2 3 6 円	3～5歳児	
ブラウス（長袖）	1, 7 8 2 円	3～5歳児	
ブラウス（半袖）	1, 6 8 3 円	3～5歳児	
スモック（長袖）	1, 4 7 7 円	1～5歳児	
スモック（袖なし）	1, 7 8 2 円	1～5歳児	
体操服（長袖）	3, 1 5 0 円	3～5歳児	特注サイズ：3, 7 8 0 円
体操服（半袖）	2, 0 3 0 円	3～5歳児	特注サイズ：2, 4 3 6 円
体操長ズボン	2, 6 5 0 円	3～5歳児	特注サイズ：3, 1 8 0 円
体操服半ズボン	2, 0 3 0 円	3～5歳児	特注サイズ：2, 4 3 6 円
体操服（長袖）		3～5歳児	特注サイズ：3, 7 8 0 円
体操服（半袖）		3～5歳児	特注サイズ：2, 4 3 6 円
体操長ズボン		3～5歳児	特注サイズ：3, 1 8 0 円
体操服半ズボン		3～5歳児	特注サイズ：2, 4 3 6 円
カラー帽子（襟付）	8 9 0 円	0～5歳児	特注サイズ：1, 0 7 0 円